

京都市「たばこ」に関する取組について

1 受動喫煙の防止

(1) 「改正健康増進法」による受動喫煙防止対策の強化について

ア 概要

受動喫煙防止対策の一層の推進を目的として、「健康増進法の一部を改正する法律(改正健康増進法)」が、平成30年7月18日に成立し、平成30年7月25日に公布された。

これまでの「健康増進法」では、受動喫煙防止対策については、「努力義務」にとどまっていたが、今回の改正は、①多数の者が利用する施設に関して、一定の場所での喫煙の禁止や、施設内で喫煙可能とする場合における受動喫煙を防ぐための各種措置の実施等を、施設の管理権原者や市民に対して義務付けるとともに、②義務違反者に対する罰則規定を設ける、内容となっている。

改正健康増進法のうち、国及び地方公共団体の責務等については、平成31年1月24日、第一種施設については、令和元年7月1日に施行されており、令和2年4月1日に全面施行された。

イ 「改正健康増進法」の内容

(7) 基本的な考え方について

- ・ 「望まない受動喫煙」をなくす
- ・ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ・ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

(1) 法で定める制度の概要について

a 施設の類型に応じた喫煙の規制

別紙のとおり。

b 施設管理者等に対する義務付け

対象	内容
施設等の管理権原者の責務	①喫煙禁止場所での喫煙器具や喫煙設備等の設置禁止 ②喫煙できる場所等への20歳未満の者を立ち入らせてはならない
全ての者の責務	①喫煙禁止場所における喫煙の禁止 ②紛らわしい標識の掲示や標識汚損の禁止

c 違反指導や罰則規定等

必要に応じて、地方自治体が管理権原者に対して、立入検査、指導や助言、違反行為に対する勧告や命令等を行うとともに、命令等を行っても改善が見られない場合には、罰則（過料）（最大で50万円）が適用される。

ウ 「改正健康増進法」を受けての本市の取組

本市では、「受動喫煙防止対策のより一層の推進に向けて、法に定める対策が遵守されるよう徹底して取組を進める。」「受動喫煙による健康影響が大きい妊産婦・子ども・患者等、特に配慮が必要な方の受動喫煙を無くす取組を進める。」という基本的な考え方のもと、令和元年度は以下の取組を実施した。

取組	内容（実施時期）
法制度の詳細の周知	令和元年6月から7月にかけて、約6,500の第一種施設（学校、医療機関、介護老人保健福祉施設、児童福祉施設等）、約15,000の飲食店、約2,150の旅客運送事業自動車（バス、タクシー、個人タクシー）の管理権原者等に対して、リーフレット等の個別送付により、法制度の周知徹底を進めた。 また、新規に開業する飲食店に対しても、随時、リーフレット等の個別配付を行い、法制度の周知徹底を進めた。
飲食店における受動喫煙防止のための標識掲示の徹底	令和元年6月から7月にかけて、飲食店に対し、「喫煙専用室の標識」、「禁煙標識」を本市で作成のうえ個別送付し、受動喫煙防止対策の早期実施の勧奨を進めた。 また、新規に開業する飲食店に対しても、随時、標識等の個別配付を行い、法制度の周知徹底を進めた。
受動喫煙防止対策専用の窓口・コールセンターの設置	令和元年7月1日から、「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」を設置し、市民や事業者からの受動喫煙防止対策に関する相談や問合せに対応するとともに、法で定める既存特定飲食提供施設の経過措置制度に関する届出の受付等の業務を実施している。
施設向け説明会の実施	随時、施設の管理権限者等を対象とした説明会を実施し、受動喫煙防止の取組や早期に法に基づき適切に措置を講じることを勧奨する取組を進めた。
監視・指導の実施	令和2年2月から、4月の法の全面施行に向けて、監視・指導体制を整備し、既に経過措置制度に関する届出を本市へ提出している飲食店や、昨年度から実施している実態調査において「店内に喫煙できる場所を設ける」としている飲食店約4,500件を対象として、各店舗への個別訪問による受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行うとともに、必要に応じて法制度の再周知や法に基づく措置を講じるよう指導する取組を進めている。
市政広報板を活用した街頭における受動喫煙の防止の啓発	令和元年5月下旬から6月上旬にかけて、市内各所（約1万6百箇所）にある市政広報板を活用して約半月程度ポスターを掲示し、街頭において、市民はもとより、路上を通行する多くの人に対して、受動喫煙の防止等を訴求した。
幼稚園、保育園、児童館、小学校、病院等における受動喫煙の防止に向けた啓発	令和元年6月から、受動喫煙の防止・喫煙マナーを呼びかける「のぼり」を本市で作成し、市内の幼稚園・保育園、児童館、小学校、病院等（920所・校）に対して配布し、受動喫煙の防止を啓発している。

（２）あらゆる場面での受動喫煙防止の取組

- ・ 保健福祉センターにおける母子健康手帳交付時全数面接や乳幼児健康診査の機会等における普及啓発。妊産婦向け禁煙パンフレット等を用いた，妊産婦を対象に受動喫煙防止の保健指導を実施。
- ・ 喫煙者への配慮義務の情報提供及びポスター等の掲示協力依頼。
- ・ 家庭での受動喫煙を防止するため，小中学校を通じて，保護者に受動喫煙防止普及啓発チラシを配布。
- ・ イベント時に，禁煙や受動喫煙防止の大切さの呼びかけを実施。
- ・ 世界禁煙デー，禁煙週間の取組（５月３１日～６月６日）

受動喫煙防止に対する普及啓発を四条烏丸交差点付近（京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会と協働），大谷大学（京都府と協働）で実施。

６月１日に，京都女子大学で講演会「健康増進法の改正にともなう受動喫煙防止対策」と各地での取組報告を実施。

禁煙週間中は二条城，京都府医師会館及び京都府庁旧本館等のライトアップをＮＰＯ京都禁煙推進研究会，京都府と共催で実施。

２ 喫煙率の減少

（１）たばこ対策支援者研修会の開催

たばこ対策に係る支援者（本市職員及び関係機関）に対し，支援者がたばこに関する正しい知識及び活用できる指導方法を習得することを目的に研修会を開催。

（令和元年度実績：実施回数２回，参加者１００名）

（２）未成年者の喫煙防止

ア 喫煙防止教育（防煙セミナー）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し，未成年者の喫煙を無くすことや，「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし，京都府医師会，ＮＰＯ京都禁煙推進研究会，京都市教育委員会と協力して実施。

喫煙防止教育の経年実施状況

	種別/年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
学校数 (延)	中学	46	36	30	35
	高校	5	6	3	2
	合計	51	42	33	37
生徒数 (延)	中学	6,310	4,761	3,647	4,713
	高校	727	658	337	34
	合計	7,037	5,419	3,984	4,747

イ 未成年者向け防煙パンフレットの配布

たばこの害を未成年者にわかりやすく記載したパンフレットを市立中学校を通じて配布。

(3) 妊産婦の喫煙防止

	平成 29 年度 (ベースライン)	目標値 (2022 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	3.9%	0%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市乳幼児健康診査時に実施しているアンケート	4.9%	0%

- ・ 保健福祉センターにおける母子保健事業（母子健康手帳交付，乳幼児健診，プレママ・パパ教室）を通じて，妊産婦向け禁煙パンフレット等を用いた，妊産婦を対象に禁煙に関する保健指導を実施。
- ・ 妊産婦向けインターネット禁煙マラソン（インターネットを活用した禁煙支援プログラム）を用いた，喫煙防止の取組を推進。

(4) 成人喫煙率の減少の取組

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20 歳以上)	平成 29 年度 (ベースライン)	目標値 (2022 年度)
男性	27.0%	16%
女性	9.9%	7%

- ・ 保健福祉センターにおける肺がん検診等での禁煙パンフレットの配布・説明や，成人式及び大学での献血時におけるパンフレット等の配布により，広くたばこの健康影響について普及啓発。
- ・ 禁煙支援薬局，禁煙外来，インターネット禁煙マラソン（インターネットを活用した禁煙支援プログラム）をホームページに記載し，禁煙を推進。
- ・ 禁煙対策を保健福祉センターの地域における健康づくり事業の重点取組項目に指定し，各地域の特性に合わせて喫煙者への禁煙支援などを実施。
- ・ 特定健診会場にて喫煙者に対し，短時間禁煙支援を実施。（28会場 216名）さらに，胸部検診時でも短時間禁煙支援を実施。

3 令和 2 年度の取組について

(1) 受動喫煙の防止

法に基づく受動喫煙防止対策が適切に講じられるよう，「監視・指導」の実施や，受動喫煙防止対策専用の窓口・コールセンターの運営（「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」），新規開業飲食店に対するリーフレット等の個別配付の取組を実施している。

また，市政広報板を活用した街頭における受動喫煙防止対策の啓発を実施した。

(2) 喫煙率の減少

たばこ対策に関わる市職員及び関係機関職員への支援者研修の開催をはじめ，妊婦から成人まで，あらゆるライフステージに合わせた喫煙防止の普及啓発活動を引続き

実施する。また、喫煙者に対して特定健診会場等での短時間禁煙支援やインターネットを活用した禁煙マラソンをホームページに記載し、禁煙の推進に向けての取組を行う。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の抑制を図るため、平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	禁止区域の指定（河原町，四条通等 10 の通り）
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000 円の過料処分を開始
平成 22 年 7 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約 16.5 km）
平成 24 年 2 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」（約 27.4 km）

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H 29	H30	R01
過料 処分 件数	391	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,632	1,095	886	825

○ 京都市路上喫煙率について（%）

場所/調査時期	平成 19 年 7 月～9 月	平成 23 年 12 月	平成 28 年 2 月	平成 29 年 2 月	平成 30 年 2 月	平成 31 年 2 月
市内中心部	0.68	0.08	0.05	0.04	0.03	0.08
京都駅地域	—	0.33	0.03	0.04	0.01	0.04
清水・祇園地域	—	0.11	0.02	0.01	0.02	0.03

※路上喫煙率：1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

8 月，10 月，2 月の平日と休日の各 1 日，昼間と夕方に定点調査を実施

法律上の区分	対象となる施設等	法施行日及び喫煙の規制
第一種施設	学校、病院、薬局、介護老人保健施設等、難病相談支援センター、施術所、母子健康包括支援センター、児童福祉施設等、認定こども園、行政機関の庁舎 等	【令和元年7月1日施行】 ①屋内 「禁煙」とする。 ②敷地内（屋外） 「禁煙」とするが、「特定屋外喫煙場所」を設置することができる（設置要件あり：注1）。
第二種施設	「第一種施設」及び飲食店と区分される施設以外の多くの人が利用する施設（商業施設等のみならず、事務所やオフィス等も対象となる）	【令和2年4月1日施行】 屋内は「禁煙」とするが、「喫煙専用室（設置要件あり：注2）」、「指定たばこ専用喫煙室（設置要件あり：注2）」を設けることができる。
	飲食店	【令和2年4月1日施行】 ① 屋内は「禁煙」とするが、「喫煙専用室（設置要件あり：注2）」、「指定たばこ専用喫煙室（設置要件あり：注2）」を設けることができる。 ② 「既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金5千万以下）、かつ、客席面積100㎡以下の既存の飲食店）」は、①によらず、屋内を「喫煙可」とすることができる（要件あり：注3）。
旅客運送事業自動車等	バス、タクシー、航空機	【令和2年4月1日施行】 車（機）内は「禁煙」とする。
	鉄道、船舶	【令和2年4月1日施行】 車（船）内は「禁煙」とするが、「喫煙専用室（設置要件あり：注2）」、「指定たばこ専用喫煙室（設置要件あり：注2）」を設けることができる。

注1： 受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場合（①「喫煙できる場所」である旨を記載した標識をわかりやすく掲示すること、②建物の裏や屋上等、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること、③パーテーション等により区画されていること）、設置することができる。

注2： 「喫煙専用室」等である旨の掲示、20歳未満の入室禁止、室外への煙の流出防止措置（①「喫煙専用室」等の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上であるようにすること、②壁や天井等によって区画されていること、③屋外又は外部に排気されていること）等の要件を満たした場合に、設置することができる（ただし、管理権原者の責めに帰することができない事由によって設置基準を満たすことができない場合の経過措置制度あり）。

また、「喫煙専用室」については、「専ら喫煙するための部屋」とされており、当専用室内での飲食は不可（「加熱式たばこ専用喫煙室」については、当室内での喫煙以外の行為（飲食等）は可）である。

注3： 別に法律で定めるまでの間の経過措置として、喫煙できる店舗である旨の掲示、喫煙可能部分の20歳未満の入室禁止、等必要な措置を講じた場合に店内を「喫煙可」とすることができる（＝「喫煙可能室」を設置することができる。）。「喫煙可能室」の設置の要件は、「喫煙専用室」等と同じであるが、店舗の全部を「喫煙可能室」とする場合は、「壁や天井等によって区画されていること」を要件とする。

- 旅館・ホテルの客室や、人の居住の用に供する場所は適用除外。
- 「公衆喫煙所」、「喫煙を主目的とするバー・スナック等（「通常主食と認められる食事」を主に提供するものを除く。）」、「店内で喫煙可能なたばこ店」は、「喫煙目的施設」とされる。
- 「第二種施設」について、施設が複数階に分かれている場合であって、1又は2以上の階の全部の場所を「指定たばこ」を喫煙可能とする場合は、階毎に「喫煙階」、「禁煙階」と分ける取扱いもできる。